

規格番号	E 004-18
------	----------

# すべり台の試験基準及び判定基準



(一般財団法人日本消防設備安全センター 発行)

## ○ すべり台の試験基準及び判定基準

### 1 適用範囲

この基準は、避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第1号（以下「技術基準」という。）に基づき、すべり台に関する試験の方法及び判定の基準について定めるもので、設計仕様等に基づき製造所等で生産されるもの又は設置場所において組立施工されるものについて適用する。

### 2 試験項目

この基準に規定するすべり台は、申請書による書面審査とし、次の項目について行う。  
なお、必要に応じ、資料の提出及び工場の立入調査を行う。

#### (1) 構造、形状、寸法等

##### ア 底板（すべり面）

- ① 一定の勾配を有するすべり面及びすべり面の下端に連続して設けた減速面で構成されたものであること。
- ② 滑降に支障のない仕上がり面であり、且つ段差、すきま等がないこと。ただし、鋼管等を用いてすべり方向と平行に組み立てられた構造のものにあつては6mm以下、ローラー等を用いてすべり方向と直角の方向に組み立てられた構造のものにあつては衣服等の巻き込みがない等滑降に支障のないすきまを設けることができる。
- ③ 有効幅は400mm以上であること。
- ④ すべり面の勾配（らせん状のものにあつてはすべり面の降下方向の中心線における勾配）は、25°以上35°以下であること。
- ⑤ 減速面は、滑降時の速度を安全、かつ、有効に落とすものであること。

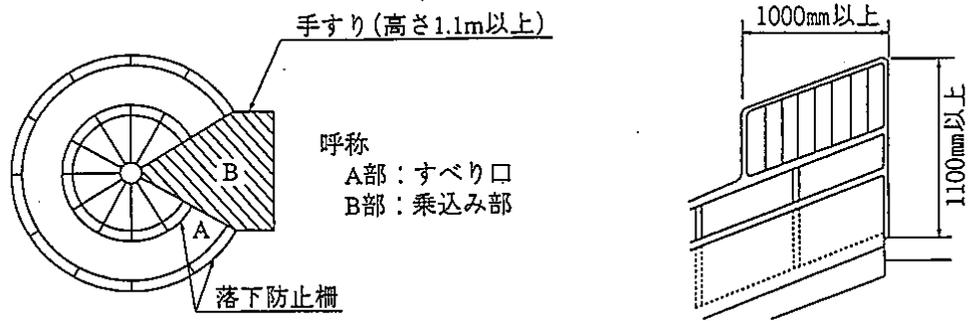
##### イ 側板

- ① 滑降に支障のない仕上がり面であり、かつ、段差、すきま等がないこと。ただし、鋼管等を用いて、すべり方向に平行に組み立てられた構造のものにあつては、3mm以下のすきまを設けることができる。
- ② 底板との接続部には、すきまを設けないもので、かつ、滑降に支障のない仕上がり面であること。ただし、すべり面をローラー等で構成したものにあっては、滑降に支障を来さないすきま等を設けることができる。
- ③ 高さ（底板の中心線から鉛直距離）は、400mm以上であること。

##### ウ 手すり

- ① 滑降に支障のない仕上がり面であること。
- ② 底板（地上高が1mを超える部分に限る。）の両側に設けること。ただし、側板の高さが600mm以上のものにあつては、設けないことができる。
- ③ 高さ（底板の中心線から鉛直距離）600mm以上とすること。
- ④ 手すりとの間隔は100mm以上180mm以下であること。
- ⑤ 手すり子の間隔は180mm以下であること。ただし、次図に示す乗込み部（B部）の

手すり子の間隔は120mm以下であること。



⑥ 使用者の乗込む各階のすべり口（前⑤の図に示すA部）には、落下防止柵を底板の両側に設けること。ただし、後記⑧の安全柵を設けた側面にあつては、この限りでない。

⑦ 前⑤又は⑥の手すり子に代えてパンチングメタル張りとする場合には、当該パンチングメタルの孔径は、10mm以下であること。

⑧ 防火対象物の6階以上10階以下の階に設置するものにあつては、手すりに代えて安全柵（以下「ルーバー」という。）を設けること。

ルーバーは、次に掲げる条件又は同等以上の安全性を有するものであること。

(ア) 各階において、外周を囲む部分の面積の1/2以上が直接外気に開放されているものであること。

(イ) ルーバーの間隔は180mm以下であること。

(ウ) ルーバーと側板との間隔は、100mm以上180mm以下であること。ただし、ルーバーと側板との間に落下防止措置が講じられている場合にはこの限りでない。

(エ) ルーバーに代えてパンチングメタルの場合には、前(ア)及び(イ)を満足するものであること。

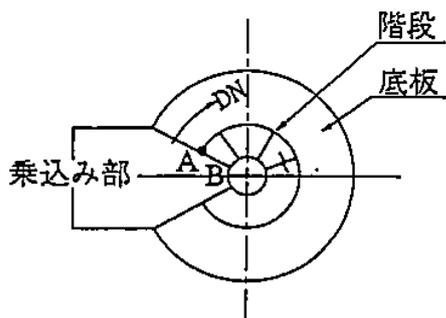
#### エ 保守管理立入り部分

保守管理用の階段を併設しているものにあつては、その出入口（次図に示すA・B間）に鎖等による遮蔽措置を講ずること。

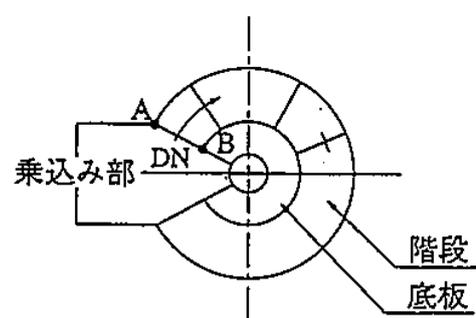
なお、鎖等は確実、かつ、容易に取り外しできる構造のもので、耐食性を有しないものは、耐食加工を施したものであること。

また、直近の見やすい位置に、保守管理者以外の立入りを禁ずる旨の表示を設けること。

（階段が底板の内側にある例）



（階段が底板の外側にある例）



## (2) 材質

- ① 底板、側板、手すり、各構造部材等は、鋼材、アルミ材、鉄筋コンクリート材又は同等以上の耐久性を有するものであること。
- ② 耐食性を有していない材質にあっては、耐食性を施したものであること。

## (3) 強度

- ① 底板、側板及び支持部に作用する自重、積載荷重、風圧力、地震力等に対して、構造、耐力上安全なものであること。
- ② 積載荷重は、すべり面の長さ（らせん状のものにあっては、底板の降下方向の中心線の長さ）1 mにつき1.3kNであること。
- ③ 側板、手すり等は、底板、支持部等主要構造部分に固定するとともに使用に際して離脱せず、かつ、強度上安全なものであること。
- ④ 構造計算に用いる地力耐力等の数値が、施工の際に満足しない場合には、その処置方法を明記すること。
- ⑤ 構造計算は、最高使用高さ（申請の範囲）により計算されたものであること。
- ⑥ 構造計算書は、建築基準法及び日本建築学会の各構造計算基準により計算されたものであること。なお、構造計算書は、建築構造に関し、学識経験を有するものによって行われたものであること。
- ⑦ 溶接加工は、使用材料に応じ、公的試験機関による溶接技士資格者により行われたものであること。なお、申請書には、免許証の写しを添付すること。

## (4) 表示

審査は申請書により、次に掲げる事項について行う。

なお、表示方法（表示板の材質、寸法、表示内容）及び取付位置（原則として、最下端の降着面より約1.5mの高さ）を図示すること。

また、安全センターの交付する認定証票の取付位置を明示すること。

- |               |        |
|---------------|--------|
| ① 種類          | ⑤ 勾配   |
| ② 製造者名又は商標    | ⑥ 型式記号 |
| ③ 製造年月        | ⑦ 認定番号 |
| ④ 長さ（すべり面の長さ） |        |

### 附 則

この審査基準は、昭和63年12月9日から実施する。

### 附 則

この基準は、平成10年6月1日から実施する。

### 附 則

この基準は、平成13年4月25日から実施する。